

一般社団法人 商事法学会・実務アソシエーション 会員規約

第1条 当会は、一般社団法人 商事法学会・実務アソシエーションと称し、英語表記は Commercial Law Academia and Legal Practice Association（略称：CLALPA）とする。

第2条 当会は、その目的達成のため下記の事業を行なう。

- ① 会員間のオンライン又はオフラインによる意見交換
- ② 論稿および資料の頒布
- ③ 講演会、講習会及び研究会等会合の開催
- ④ 研究資料の蒐集及び調査
- ⑤ 書誌又は電子データによる出版
- ⑥ 出版社、官公庁等その他関係機関との連絡および折衝
- ⑦ その目的達成のため必要な事業

第3条 当会は、当会の承認する自然人を一般会員とする。ただし、代表理事の承認により法人その他の団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員である法人その他の団体に対しては、年会費に応じて「会費規程」に定める数の一般会員アカウントを付与する。

第4条 当会は商事法に係る学術研究者と法務実務者が連携し、会員の法制研究及び法務実務の質を高め、もって商事法ひいては我が国経済発展へ貢献することを目的とする。

第5条 当会に入会を希望する者は、所定の Web サイトより必要事項を申出のうえ、その承認を得るものとする。

2 会員が退会しようとするときは、当会所定の方法により退会を申出るものとする。

第6条 会員は、会員相互の意見の多様性および基本的人権を尊重し、適切かつ敬意あるコミュニケーションに努めるものとする。誹謗中傷その他法令等に抵触するおそれのある言動は、これを禁止する。

第7条 会員は、論稿、エッセイ等の投稿にあたり、剽窃、所属団体に係る営業秘密の漏洩その他第三者の権利侵害を行なってはならないものとし、かかる事象が生じた場合、当会の一切の防御の責を負い、当会が被った損害を賠償するものとする。

2 会員は、論稿、エッセイの投稿内容につき第1項に定める事項のほか、公序良俗に反してはならないものとし、当会が不適切と判断した場合、遅滞なく当会に指摘に従い修正または削除するものとし、これに従わない場合当会が当該論稿またはエッセイを削除しても異

議を述べないものとする。

3 会員は、当会のネットワーク上にマルウェア、コンピューターウイルスその他の有害性のある電子データ（以下、「マルウェア等」という）を含むデータを投稿しないよう、適切なソフトウェアによるマルウェア等対策を行ない、他の会員に迷惑をかけぬよう留意するものとする。

第8条 当会は、論稿、エッセイまたはフォーラムの記述内容につき、以下に係る一切の責任を負わないものとする。

1. 掲示された情報が、全て正しく、全て安全で、全て有用であること。
2. 掲示された情報が、常に最新のものであること。
3. 提示された情報が、特定目的への適合性または機能性があること。
4. マルウェア等を含まないこと等の安全性に関すること。

2 当会は、当利用規約の変更およびウェブサイトの停止に起因して生じるいかなる損害に対しても責任を負わないものとする。

第9条 会員が投稿した論稿の全部または一部が一般誌等に掲載される場合であって、報酬が支払われるときは、当会が当該報酬の50%（円未満切捨）を収受するものとし、残余額を当該論稿を記載した会員（複数存在するときは、按分のうえ）に交付するものとする。

2 会員は、当会に投稿した論稿の全部または一部につき、事前の当会の許諾なく当会以外の媒体に投稿し、または掲載を許諾してはならない。

第10条 当会の会計年度は、1月1日から翌年12月31日までとする。

第11条 当会の会費は、「会費規程」で別途定める。なお、会計年度途中での入会または退会による一部減額または返金は行なわないものとする。

2 会費は年会費とし、当会の会計年度末の1ヶ月以上前に当会から請求を行なう。

第12条 本会員規約は理事の協議のうえ、代表理事の決定により改定できるものとする。

以 上

2024年1月1日 制定

一般社団法人 商事法学会・実務アソシエーション 会費規程

第1条 当会の会費は、次に定める通りとする。なお、会計年度途中での入会または退会による一部減額または返金を行なわないものとする。

正会員（理事）	40,000 円（年額）
一般会員	30,000 円（年額）
賛助会員（法人等団体）	100,000 円（年額） 4 一般会員アカウント付与
	200,000 円（年額） 10 一般会員アカウント付与
	500,000 円（年額） 無制限一般会員アカウント付与

第2条 賛助会員である法人等団体に正会員または一般会員が存する場合には、その会費は別個に発生する。

第3条 本規程は理事の協議のうえ、代表理事の決定により改定できるものとする。

以 上

2024 年 1 月 1 日 制定